

タイトル	「神道集」の神祇観と実者
著者	有賀, 夏紀; ARIGA, Natsuki
引用	北海学園大学人文論集(72): 172(二五)-155(四二)
発行日	2022-03-31

『神道集』の神祇観と実者

有賀夏紀

はじめに

南北朝期の成立とされる『神道集』は、中世の神道論や、各地の神々の由来など、神祇にまつわる五十編をあつめた縁起集である。本書では、神々が人間だったころの物語（前生譚）が語られ、主人公たちは皆、愛別離苦などの苦難を経験し、それを契機に衆生済度の神として顕現する。『神道集』の神々は、中世日本の本地垂迹説に基づき、それぞれ「本地」となる仏菩薩が定められている点に特徴がある。

本稿は『神道集』の神祇観を整理し、中世神道論のなかに位置づけ直すことを目的とする。とくに冒頭の「神

道由来之事」は、『神道集』の神祇観を示したものと考えられるため、本章段で提示されている問題を中心に検討を進める。そのなかでも権者・実者という神祇の分類概念に焦点をあてて、同時代の資料を用いながら考察していきたい。

一、神の分類「権者」と「実者」

中世の神祇観を示すもののひとつに、権者・実者（あるいは権化実類）という神の分類概念がある。権者（社は仏菩薩が衆生済度のために権かりに神の姿となつて顕現した垂迹神のことであり、伊勢・八幡・春日・熊野などの

由緒正しい神々を指す。これに対して実者(社)は邪神や鬼神、悪霊などの類いで、こちらは本地仏を持たない雑多で卑俗な神々のことである。

この分類概念は、早くは笠置上人貞慶が起草したという『興福寺奏状』(一二〇五年)に見ることができ、『興福寺奏状』は、法然の専修念仏を批判するために書かれたもので、念仏門徒たちは神々の「権化実類」を論ぜず、宗廟大社を憚らず、もし神明を恃めば必ず魔界に墮ちると主張して神祇を蔑ろにしていると糾弾された。¹⁾

こうしたなかで専修念仏の立場を示したのが、元亨四年(一二三四年)に親鸞の玄孫である存覚によって著された談義本『諸神本懐集』であった。存覚は『諸神本懐集』において、「権社」と「実社」とを明確に峻別して論じている。

すなわち、「権社ノ霊神」は「往古ノ如来、深位ノ菩薩」であり、衆生利益のために「カリニ神明ノカタチヲ現ジ」たものであるから、本地の利生を尊ぶべきである。いっぽうで、「実社ノ邪神」は「生霊・死霊等ノ神」であり、如来の垂迹ではない。崇りをおこして人々を悩ますの

で、なだめるために神として崇めている類いである。ゆえに『優婆夷経』には、実社に帰依すれば未来永劫まで悪道に沈み、五百度の蛇身を受けるとあるのだ、と述べている。²⁾

存覚によれば、権社の本地はさまざまだが、すべての仏菩薩は阿弥陀如来の智慧に包摂される。したがって阿弥陀如来にさえ帰依すれば、諸仏・諸神に帰依するのと同じことだという。この主張は、念仏門徒たちのいわゆる「神祇不拜」³⁾と呼ばれる姿勢への批判をかわすと同時に、阿弥陀一仏を称揚する専修念仏の立場を保持しながら、いかに神祇と接するべきかを説いたものであった。

さて、神祇にまつわる言説を類聚した『神道集』でも、権実二分論は展開された。巻一「神道由来之事」では権者と実者について、以下のように問答のなかで説明している。⁴⁾

問。或人云、昆吠論云、一度ヒ神ヲ礼、五百生蛇身ノ報ヲ受ケ。若爾ハ者、誰カ心有ラン人、神道ヲ可レ礼耶。

答。神道有ニ権実^取。問瑞ノ義ナリ。悪霊悪蛇ノ物ニ耶

付テ人ヲ惱亂スル、実者ハ皆蛇鬼等ナリ。権者ノ神ハ往古ノ
如来、深位大士、教化六道ノ約束ニテ、利益衆生ノ為、
和光垂迹シ玉フナリ。八相成道ノ終リヲ論ス。尤可ニ帰依一

『昆吠論』には、「一度神を礼拝すれば、五百生蛇身の
報いを受ける」と書かれているが、もしそうであるなら
ば、一体、心ある人の誰が神道（神祇）を礼拝するのか。
かかる問いへの答えとして、「神道には権実がある」と応
じる。悪霊・悪蛇がものに取り憑いて衆生を悩ませるの
は実者で、蛇鬼の類いである。いつぼうで、権者の神は
「往古の如来、深位の大士」であり、利益衆生のために神
の姿となって顕現されたものであるという。引用経典こ
そ異なるが、分類自体は『諸神本懐集』とほぼ重なるこ
とがわかるだろう。

しかしながら『神道集』は、続けて『諸神本懐集』に
はない、次のような見解を説く。

但亦実者神ナリト云トモ、神ト顯玉ヘリ。利益非レ無ニ。後
生利益ノ契リノ為ニ礼ヲ作者、不レ可レ有ニ其失一。日本ハ

自レ本神国ナリ。惣シテ可ニ敬礼一。国ノ風俗ハ凡愚、権
実ヲハ難レ弁。只神ニ随テ敬礼ス。何レノ失カ有ラン。況ヤ
設ヒ始タル実者ナリト云トモ、終ニハ権者眷属ト成。

実者の神を「蛇鬼等」の類いであるとしながらも、神
として顕れたのだから利益がないことはないという。日
本は神国であり、総じて神を敬う。日本の国に住む人々
は凡愚であるから、権者・実者を区別することはできな
い。ただ神に従って敬うだけである。そこに何の過ちが
あるうか。たとえ実者であったとしても、最終的には権
者の眷属になると結んでいる。つまり、権者・実者を区
別しながらも、実者への礼拝を許容しているのである。
その理由は、卷十「諏方縁起」の次の一文に表れていよ
う。

権者・実者ノ垂迹、俱ニ仏菩薩ノ化身トシテ、衆生濟渡ヲ
方取給ヘリ。

ここでは権者のみならず、実者もまた仏菩薩の化身と

して衆生を救済すると明言されているのである。

このように、『神道集』では実者を「蛇鬼等」としながらも、権者・実者はともに仏菩薩の化身だと説く。これが『諸神本懐集』との大きな違いであって、『神道集』の神祇観の特徴とされてきたのだった。

こうした『神道集』の実者容認論について論じたのは、村上學氏であった。^⑤村上氏は、『神道集』の権実二分論を「はみだした習合理論」と表現し、「在地（西上州―引用者注）と等身大の発想」に立つ『神道集』編者にとって、たとえ論理の屈折や矛盾を招くことになっても、在地の信仰体系に密着した実者の容認は避けて通れないものであったとする。

そして、「地方」の立場である『神道集』と、「中央」である慈遍『豊葦原神風和記』や良遍『日本書紀神代卷聞書』とを比較し、中央の抽象理論と、具体的な在地の物語との間には落差があり、両者の視座の乖離は広がっていったと結論づけた。

また実者の神々に、中世的な神の本質を見出したのは、中村生雄氏である。^⑥中村氏は、台密の口伝や記録を集め

(二八)

た『溪嵐拾葉集』（一三二八年序）に、「和光同塵トハ、三毒権成シテ凡夫ニ同ゼンガ為ナリ。而二三毒極成ノ体トハ蛇身ナリ」（巻百八「真言秘奥抄」）と見えることなどから、神祇とは和光同塵して自らを凡夫と同等まで落とし、凡夫の苦しみの因となっている貪・瞋・癡の三毒を、その本有の姿である蛇身ともども引き受けようとする（代受苦）の行を担う存在と位置づけた。^⑦この指摘は、中世の神祇観を的確にあらわしたものとして注目されよう。^⑧

中村氏も、存覚など知識人たちによって排斥された在地の実類・実社神が、民衆の「下からの」まなざしによって再び主役の座に返り咲いたのが『神道集』の神々であったとし、地域や階層という側面から『神道集』へ言及した。^⑨

このように、村上氏と中村氏は、『神道集』の実類容認論を「中央・在地」「知識層・庶民」の格差といった点に着目して論じている。それは『神道集』の一面を明かすものだといえようが、二項対立的な分析には限界があることも否めない。事実、『神道集』は当時の密教系の学匠

たちが提唱した教説を背景として権者・実者を論じ、また後述する神祇の三分類を示しているからである。

したがって、『神道集』の神祇観を再考するためには、村上氏や中村氏によって提示された視点を考慮しつつ、より教理的な側面への理解を深める必要があるだろう。

二、実者神と「実業」

『神道集』ではいわゆる「実者」と分類されるような神の姿を、具体的にどのようなように描いているのだろうか。

『神道集』の縁起のなかで、実神の性格がもつとも顕著にあらわれている神は、巻八「上野国那波八郎大明神事」の那波八郎であろう。本縁起に登場する群馬郡の地頭那波八郎満胤は、八人兄弟の末子でありながら家督を継ぎ、それを妬んだ兄たちによって無残にも殺害される。深い怨念を抱いて大蛇となった八郎は、兄たちとその妻子眷属、子孫に至るまでとり殺し、国中の諸人を贅として、人々を苦しめる。その姿は「人ヲ悩乱」する「蛇鬼」そのものである。その後、都からやってきた宮内判官宗光

が読誦する『法華経』によつて鎮められ、悪世の衆生を利益せんと誓い、薬王菩薩を本地とする八郎大明神となるのであった。

この物語の最後は、次のような言葉で締めくくられている。

諸仏菩薩ノ我国ニ遊玉フニハ、神明ノ神ヲ現シテ、先ツ人胎ヲ借ツ、人身ヲ受テ後、憂悲苦惱ヲ身ニ受テ、苦業ノ二事ヲ身ニ受テ、借染ノ恨ミヲ縁トシテ、濟度方便ノ身ト成リ下リ給ヘリト云々。

諸仏菩薩がわが国に顕現するには、神明の姿となり、まず人の胎内を借りて人身を受けた後に憂悲苦惱を経験し、かりそめの恨みを縁として、濟度方便の身となるのだという。⁽¹⁰⁾

これは『溪嵐拾葉集』に、「和光同塵トハ、三毒権成シテ凡夫ニ同ゼンガ為ナリ。而二三毒極成ノ体トハ蛇身ナリ」とあった、和光同塵することて凡夫と同様の苦患を引き受ける神の姿とも重なる。八郎大明神は蛇身である

から、「三毒極成ノ体」もまた体現していることとなるろう。

荒ぶる祟り神であった八郎は「実者」であるが、同時に葉王菩薩を本地とする「権者」でもある。ここにおいて、『神道集』の権者・実者の区別が曖昧なものであること、そもそも明確に切り分けようとしていないことが再認識される。こうした姿勢は、すでに述べたように、権者・実者はどちらも究極的には仏菩薩の化身とする思想に立脚していると考えられよう。

権実ともに仏菩薩の化身とする思想は、たとえば『溪嵐拾葉集』に、次のように見える。

尋云、権実ノ等流相如何。示云、大日差別身ノ方ハ権者ノ等流身也。次、実業ノ六道ノ凡夫ハ実者等流也。

教相ニハ一往権実ヲ分別スレトモ、往テハ大日ノ差別身也。¹¹⁾

権実の等流相はどのようなものであるのかという問いに対し、大日の差別身は「権者ノ等流身」であり、「実業ノ六道ノ凡夫」は「実者等流」だという。そして教相では権実を分別しているが、突きつめればどちらも大日の

差別身なのである、と答えている。

「実者」や「実類」という語は、仏法守護の諸天や神祇、鬼神のほか、六道輪廻する衆生のことも指している。引用文の「実者」は「実業ノ六道ノ凡夫」、つまり、実業(苦楽をもちたらず善悪の業)によって六道を輪廻する者のことであって、必ずしも神祇に限定されないが、そうした広い意味での実者もまた大日の差別身なのである。

大日如来は、『大日経』「入真言門住心品」に、

若有衆生心仏度者、即現仏身、或現声聞身、或現縁覚身、或菩薩身、或梵天身、或那羅延、毘沙門身、乃至摩睺羅伽、人、非人等身、各各同彼言音、住種種威儀。而此一切智智道一味。所謂如来解脱味。¹²⁾

とあるように、救済する相手に同じてさまざまな姿(種種威儀)を顕すのが、その法身の在り方である。『神道集』や『溪嵐拾葉集』が権者・実者ともに仏菩薩の化身と断じているのは、こうした密教教理が根底にあるからだといえよう。

さて、ここで注目したいのが『溪風拾葉集』の「実業ノ六道ノ凡夫ハ実者等流也」という文章に見える実者と「実業」である。実業は、『神道集』「神道由来之事」でも次のように言及される。

垂迹中ハ有^二権者・実者^一。仏菩薩ヲ化現^主フハ権者ナリ。
応化^ニハ非^ハ。神道ノ以^二実業^一神明ノ名得^{タル}ハ是実者。

仏菩薩の垂迹には権者と実者とがあり、仏菩薩が化現しているのは権者である。それに対して、「神道の実業」をもつて神明の名を得た者は、実者であるという。つまり実者の神は、前世の行為によって神道（神祇）として生まれ変わった者なのである。

ここで想起されるのは、前世の報いで神身を得たという『藤氏家伝』の越前国気比の神や、『多度神宮寺伽藍縁起并資材帳』の伊勢国多度の神、『日本霊異記』の近江国陀我大神といった、古代の神々の姿であろう。

日本における神仏習合の過程は、一般に、まず神祇を「仏法に救いを求める一衆生」と見なす奈良時代（神祇実

類観）から、仏法守護の護法善神とする段階に進み、平安中期には神仏を同体とする本地垂迹説がおこって、平安後期から鎌倉時代にかけて発展していったとされる。これは迷える存在であった神が、その地位を上昇させて仏菩薩と同体になり、さらには神本仏迹思想という逆転現象までおこるといった進歩史観的な視点から唱えられたものであったが、実際には単一線上に展開していったわけではなく、同時期にさまざまな現象が前後して現れ、また並存していたと考えられている⁽¹³⁾。

気比の神は、自身が神身であることに対して「吾因^二宿業^一、為^レ神固久。今欲^下帰^二依^レ仏道^一修^中行福業^上」⁽¹⁴⁾と語り、多度の神は「吾経久劫作重罪業、受神道報。今冀永為離神身、欲帰依三宝」⁽¹⁵⁾と訴えている。宿業によって神身となり、仏法に帰依して「神身離脱」を願う神々は、迷える一衆生に他ならない。『神道集』の実者もこうした神々と同様に、前世の宿業によって神となった、六道を輪廻する存在として規定されているわけである⁽¹⁶⁾。

「神道の実業」は、『神道集』の実者が人間と同じ苦悩を背負っていることを彷彿とさせる。みずからの身に耐

えがたい苦痛を受けた神は、それゆえに衆生の悩みや苦しみに寄り添える存在になり得るのである。

三、「権化実類」をめぐる中世の言説

ところで、『神道集』と同時代の典籍において、権者・実者（権化実類）はどのように記されているのだろうか。室町期に書写された『熱田講式』（三段）は、熱田明神を本尊とする講式である。本講式では第一段で本地を明かし、第二段で垂迹を称え、第三段で廻向を行う。この第二段に、次のような詞章が見られる。

第二、讚垂跡者、凡以正道正理為心、以神通神足為質。当知、神通是諸仏上智、三乘自足。如来在世尚爾、況於神国哉。国者神之可守国也。生者神之可度生也。故権者実者、随所応機、為主為半、互通助互任縁。¹⁷⁾

神国（日本）において、国は神が守護すべきものである

(111)

る。ゆえに、権者と実者とは場所に随い、時機に応じ、主となり伴となつて、互に通じ助け、縁に任せるのだと称えられている。ここでも権者と実者は、それぞれ仏が場所や機根に応じて顕した姿だとされていることがわかる。

この思想は、『沙石集』（一二八三年）巻一「出離を神明に祈りたる事」の記述でもよく知られている。

我が国は辺地なり。剛強の衆生、因果を知らず。仏法を信ぜぬたくひには、同体無縁の慈悲によりて、等流法身の応用を垂れ、悪鬼邪神の形を現じ、猛獸毒蛇の身を示し、暴悪の族を調伏して仏道に入れ給ふ。されば他国有縁の身を重くして、本朝相應の形を軽しむべからず。¹⁸⁾

我が国は辺土であり、猛々しい衆生は因果を知らない。仏法を信じない者には、等流法身の応用によって「悪鬼邪神」や「猛獸毒蛇」の姿となつて、暴悪の族を調伏し、仏道に導くのであるという。一見、実者に分類されるよ

うな悪鬼、邪神、毒蛇の類いも、相手に応じた仏の等流法身だという主張は『大日経』に説かれる仏の在り方であり、『熱田講式』や『神道集』とも軌を一にする。

こうした「権」と「実」との関係性を端的に示す例として、次に中世の「聖天」をめぐる密教修法の言説を見てみたい。

聖天は歓喜天とも称し、象頭人身の男女が抱擁する姿で表されることが多い尊格である。これは男天の毘那夜迦びなやという障礙神を、十一面観音の化身である女天が慈悲じによって相抱き、その障礙を消除しているのだという。¹⁹⁾

東密の諸尊法の口説を記した『幸心鈔』「聖天事」では、この双身の男女の姿について、次のように語っている。

師云、此像二権、二実、権実三差別有レ之也。二権共権化。二実共実類。権実則男女和合之義也。女天権化、男天実類也。十一面観音男天ノ障難ヲ為シ消除一、女天形ヲ現シ玉フ。二像共著ニ袈裟、権化二種像、共不レ著、二実像。女天著、男天不レ著、是権実像也。²⁰⁾

聖天の姿には、「二権」「二実」「権実」の三種類がある。「権実」の姿では女天が権化、男天が実類である。これは十一面観音が、男天の障難を消除するために女天の姿となって現れたものである、という。この記述から、聖天は「男天＝障礙神＝実類」「女天＝十一面観音＝権化」という二天が相抱き、権実の合一を表した尊容であることが理解される。そしてまた二権二実の像があるように、「権」と「実」は往還可能な関係にあることもうかがえよう。

これは台密も同様の認識であったようで、『溪嵐拾葉集』卷四十三「聖天秘決」では、以下のような解釈も展開される。

一、形状種種事 示云、此天双身種種習有レ之。一ニハ権実不二習事。男天ハ大日即実者也。女天ハ十一面観音即権者也。為レ表ニ権実不二ニ身相双也。九界ヲ為レ権、仏界ヲ為レ実ト意也。即是十界皆成ニ法門ト也。²¹⁾

聖天の双身には、「権実不二」の習いがある。男天は大日如来、すなわち実者である。女天は十一面観音で、権者である。これは権実不二を表すために二身相双なのである。九界（六道と声聞・縁覚・菩薩）を「権」とし、仏界を「実」とする意であり、すなわち十界はみな法門となるのである、という。

注目すべきは、「男天＝大日＝実者＝仏界」「女天＝十一面＝権者＝九界」と説かれていることであろう。実類の男天こそ、即大日だという。

これについては、中性院頼瑜（一一二六―一三〇四）の『秘鈔問答』巻十五「聖天」が参考になろう。『秘鈔問答』では聖天の姿をおなじく「権実二天相抱之形」と示した上で、次のように述べている。

女天観世音所変。以三大悲方便二治難治之悪。男天本有俱生大悪魔王。大日如来変化、随類化度。方便ヲ以テ各顯二仏法之威験云云。

女天は観世音の所変であり、大悲方便で難治の悪を治

(二四)

す。男天は本有俱生大悪魔王で、大日如来は相手に合わせて姿を変えて救済する。これは方便をもって仏法の威験を顕しているのだ、という。また本段では、毘那夜迦は浅略門（浅く簡略な教え）では「迷情実類障難神」だが、深秘門（深遠で本質的な教え）では「大日普門等流身」であるとも説かれている。

つまり、障礙神である実類の男天は、大日如来が相手に合わせて示した姿であり、男天も、権化の女天も、現れた姿こそ違うものの、いずれも毘盧遮那の化現なのであった。

このように、権者・実者をめぐる中世の言説群において、両者は区別されながらも、どちらも仏菩薩の化身と考えられている。『大日経』に見えるように、権化も実類もあらわれ方が異なるだけで、いずれも大日如来の等流身なのである。したがって悪神・邪神の実者であっても、それはあくまで仏の方便の姿であるから、教説や修法において排除されなかったのである。

ひるがえって『神道集』の実者容認の姿勢は、在地や庶民の現実的な信仰に即したためだと、やや強調されず

きてきた感がある。しかしここまで見てきたように、実者の容認論は中世の密教説においても認められるものであり、むしろ実者を切り捨てて顧みない『諸神本懐集』の姿勢が特徴的だといえよう。⁽²⁶⁾それは真宗門徒の「神祇不拝」を正当化し、非礼拝対象としての実者を立てる必要があるという、存覚特有の事情から生じたものと推察されるのである。

四、『神道集』の三分類

ところで、『神道集』「神道由来之事」では、権者・実者という二分法に加えて、神を次のようにも分類している。

垂迹ノ中ニモ権現・大菩薩・大明神ノ差別ノ在ル。(中略)

権現モ(大菩薩モ)大明神ニモ皆俱ニ諸仏菩薩ノ垂迹ナリ。

同ク法楽飡受シ玉ヘリ。但有ニ二差別。^(三)一者権現、二ト

者菩薩、三者大明神也。権者実者事、如レ何。^(前)

垂迹のなかにも、「権現」「大菩薩」「大明神」の差別があるという。ここではいずれも諸仏菩薩の垂迹であると断りながら、神号によって、神を三分類している。

神の三分類は、早くは平安末期成立とされる『中臣祓訓解』において、「本覚」「不覚」「始覚」に分けられているのを見ることが出来る。本書によると「本覚」は伊勢太神宮、「不覚」は出雲荒振神などの悪鬼類神で別名を「実迷神」といい、「始覚」は石清水・広田などの神であるという。この分類は、悟りまでの距離によって分けられている。すなわち、本覚神は究極の真理である仏そのもの、始覚神は迷いを脱して悟りに向かうもの、そして不覚神は仏法から遠く離れた無明の悪神である。⁽²⁷⁾

こうした説は、ほかにも慈遍『豊葦原神風和記』（一三三四年）や、良遍『日本書紀問書』（一四一九年の講義の問書）などに見ることができるが、とくに良遍は三神説を仏の「三身説」に対応させ、「本覚神―法身」「始覚神―報身」「実冥神―応身」と示した。⁽²⁸⁾

良遍の説で特徴的なのは、実冥神（実迷神）を「マコトニカナフ」神と訓じ、『中臣祓訓解』で「不覚」とされ

た神々を肯定的にとらえている点である。これは三神説と、仏の三身説とを明確に対応させた結果、実冥神が衆生済度の「応身」に対応することになったためと指摘されている。²⁹⁾『神道集』で示される仏菩薩の化身としての実者も、かかる良遍の所説と通底するものである。さて、『神道集』の三分類について、巻五「仏前之二王神明之鳥居獅子駒犬之事」では、次のような問答が交わされている。

垂迹ハ威儀ニ依給故ニ、出家ニ同シテハ権現ト云、在家ニ同シテハ云ニ明神ト。其名字ノ差別、如何。

答。出家ノ威儀、仏ニ親近カ故、権現ト名。在家、威儀疎遠ナル故ニ、明神ト名。権現者出家義ハ、仏家ニ近シト名タリ。明神在家ノ義ナル故ニ、仏遠ト名タリ。但、名字無ト云ヘ共、共ニ皆菩薩ノ化身ナリ。

垂迹神のうち、出家に同じては権現といい、在家に同じては明神という。その差はどのようなものであるのかという問いに対し、出家の威儀は仏に近いために「権現」

(二六)

と名づけるが、在家の威儀は仏から遠いために「明神」と呼ぶ、と答えている。そして呼び方は異なるものの、どちらも共に仏菩薩の化身だと明言している。

これを三神説に該当させてみると、権現が本覚、大菩薩が始覚、明神が実迷（不覚）となる。仏菩薩が権に現れた「権現」、修行中の菩薩の位にある「大菩薩」、いまだ在家で迷いのなかにいる「明神」というわけである。さらにこの三分類は、「神道由来之事」で次のようにも論じられる。

問。権現・大明神・大菩薩トテ、三所ノ明神在。(二三) 所共ニ三熱ノ苦ニハ可レ有。而レトモ或経文云、我等修行於般若、法楽莊嚴、神離於三熱及五衰、遊戯必定法界空已上。此文ハ明神ニ限テ受ク聞ヌルニ、弥不審ナリ。各々究竟ノ妙位ヲ分証シツ、下テ衆生化度ノ為ニ、穢悪ノ塵ニ交ル日、何レノ利生カ愚ナラン。然何ソ明神独此受耶。

会云、三熱ノ苦ヲ権現・大菩薩ハ不レ可レ受レ之。其故何者、垂迹中ハ有ニ権者・実者。仏菩薩ヲ化現玉アハ権

者ナリ。応化ニハ非。神道ノ以ニ実業ヲ神明ノ名得タルハ、
 是実者。仏菩薩ノ垂迹不レ可レ受レ之。実者此ヲ亦
 受ルナリ。

権現・大菩薩・大明神という三所の神がいらつしやる
 が、三所ともに「三熱の苦」を受けるといふ。しかしな
 がらある経文には、「我等修行於般若、法樂莊嚴、神離於
 三熱及五衰、遊戲必定法界空」とあり、これは明神に限つ
 て受けると聞く。三所はそれぞれ衆生化度のために神と
 して顕現しているのに、なぜ明神だけが法樂を受けるの
 か、と尋ねている。

この問いに対し、権現・大菩薩は「三熱の苦」を受け
 ないのだ、と答えている。なぜなら、垂迹のなかには権
 者と実者があつて、仏菩薩の垂迹である権者はこれを受
 けず、神道の実業をもつて神となつた実者は三熱を受け
 るからである、という。したがつてここでは一応、権現・
 大菩薩が権者、大明神が実者として見なされていると考
 えられよう。なお「三熱」とは本来、龍蛇がその身に受
 ける三種の苦患であるが、神もまた同様に三熱を受ける

とされた。⁽³⁰⁾

『神道集』によれば、仏から遠い位置にいて三熱を受け
 る実者は、般若の修行によつて法樂莊嚴し、三熱五衰の
 神身から離れられるという。

こうした神の法樂に関して、『溪嵐拾葉集』巻四「神冥
 与ニ仏陀ニ祈禱旨趣ノ事」では、次のように説明する。

神明法樂ノ秘法アリ。如レ此法味ヲ拳ル也。三帰十戒ヲ
 授テ、神明ヲ弟子ニ成也。山家大師、山王三聖ニ奉ニ受
 戒一也云云。教戒ノ事示云、授ニ灌頂ヲ於神明ニ、次
 授ニ三帰十戒一也。(中略)今は円頓大戒ト者、千仏大
 戒仏伝持ノ妙戒也。今神明又諸仏応来也。争カ内
 証所持ノ大戒ヲ棄捨耶。若為ニ実者ノ神ト者、依ニ受
 戒ノ功力ニ離苦得樂、内証階位ヲ進ミ、令レ成ニ所願ニ給ヘ。
 若為ニ権者神ト者、仏仏授手大戒ヲ隨喜シテ令レ滿ニ所
 願ニ給ヘトクトキ語ヘキ也云云。

「神明法樂の秘法」があり、それは神明に三帰十戒を授
 けて仏弟子にすることである。神明は諸仏の応化である

から、大戒を捨てることはない。もし実者の神であるなら、「受戒の功力によつて苦を離れ、楽を得て、内証の階位(悟りに至るまでの段階)を進めて所願を成したまへ」と祈り、権者の神であるなら、「大戒に随喜して所願を叶えたまへ」と口説き語るべきである、と述べている。

実者の神が受戒して、仏に向かつて階位を進めるといふのは、『神道集』の「仏に親近である権現＝権者」と、「仏から疎遠である大明神＝実者」という議論とも相通じるものである。

このように良遍らの三分類と『神道集』の神祇観は通底している。権現・大菩薩・大明神という分類は、本覚・始覚・実迷という区分に比べて、より具体的な神名に即したものといえよう。

ただ、こうして定義された権実二分論や、権現・大菩薩・大明神の三分類が、実際に『神道集』の縁起物語と結びついていくかといえ、必ずしもそうではない。³²⁾『神道集』は、当時の神道説で展開されていた分類概念を取り入れこそのしたものの、厳密なかたちで物語へと反映することはなかった。それは、中世には権者・実者の別な

く神が衆生のために苦患を受ける物語が語られていたことや、すでに存在する縁起の内容と呼称とを対応させるのが困難であったことが要因だと推測されるのである。

おわりに

以上、『神道集』の神祇観について、権者・実者という二分類と、権現・大菩薩・大明神という三分類に注目して論じてきた。

『神道集』の実者容認論は、在地や庶民の現実を反映したものと論じられがちであったが、実者の容認論は『神道集』に限ったものではなく、中世の仏教諸書にも見られる認識であった。

「神祇不拜」を正当化する必要があった『諸神本懐集』は別として、多くの学匠たちも実者を完全には排斥しない立場であったのは、本稿で見えてきたとおりである。『神道集』の神祇観は、中世の学匠たちの言説を丁寧³³⁾に追いつき、その上であらためて位置づける必要があると考えられるのである。

注

- (1) 『興福寺奏状』「第五壺神に背く失」（『日本思想大系 鎌倉旧仏教』岩波書店、一九七二）
- (2) 『諸神本懐集』（『日本思想大系 中世神道論』岩波書店、一九七七）
- (3) 「神祇不拝」は、神々への礼拝を否定する態度を指す術語。
- (4) 『神道集』の引用は、『貴重古典籍叢刊 赤木文庫本 神道集』（角川書店、一九六八）の影印および『神道大系文学編一 神道集』（神道大系編纂会、一九八八）による。本文の欠落等は諸本によって補い、訓点・句読点を私に付して通行の字体に改めた。
- (5) 村上学「神道集」（『岩波講座日本文学』と仏教 第8巻 仏と神』岩波書店、一九九四）
- (6) 中村生雄「神仏関係の中世的変容―（権／実）パラダイムの成立と反転」「苦しむ神／苦しむ人―再生する崇り神」「肉食と蛇身―中世神祇世界の相貌」（『日本の神と王権』法蔵館、一九九四）
- (7) 中村生雄「肉食と蛇身」（前掲注6）
- (8) 伊藤聡氏は、神を三毒の表象の蛇身として観想する両

（部神道の社参法「伊勢灌頂」（諸社大事）を分析し、「蛇身たる神」とは、あえて三毒にまみれた衆生と同じ姿になることで、その苦を引き受け、救済しようとする「仏の究極的な姿」だとした。そして、ここにおいて権者と実者とは対立した概念ではなくなり、「すべての神は権神として実神の性格を具有することになる」と結論づけた。伊藤聡「中世の神観念」（『神道の中世―伊勢神宮・吉田神道・中世日本紀』中公選書、二〇二〇）および、「伊勢灌頂の世界―変容する神観念」（『中世天照大神信仰の研究』法蔵館、二〇一一）。このほか実者に関しては、山本ひろ子「鬼界が鳥説話と中世神祇信仰―延慶本『平家物語』と『源平盛衰記』をめぐって」（『日本文学研究論文集 平家物語・太平記』若草書房、一九九九。初出『ORGAN』³⁰、一九八七）、今堀太逸「神祇信仰の展開と仏教」（吉川弘文館、一九九〇）などが参照される。

(9) 中村生雄「神仏関係の中世的変容」（前掲注6）。中村氏は、「上からの」神仏習合理論が形式的・観念的な神祇不拝や政治イデオロギーの神国思想として空洞化していく一方で、在地の（苦しみ）に根づいた神仏関係の素朴な模索がここに見られるのではないかと考えておきたい。またそれをもたらしたのは、〈知〉をこととする宗教イデオロ

グの「神の弁別」ではなく、「信」に身をそわせる在地の民の「神への随順」だったにちがいない」と述べている。また、浄土僧信瑞の『広疑瑞決集』や、禅僧懷奘の『正法眼藏随聞記』などを例にあげて、「中世仏教を代表する浄土や禅の高度な思弁性が、一面において人びとの素朴な罪業の感覚から遊離していく過程を察知すべき」と評するなど、「肉食と蛇身」、『神道集』の神々を地域や階層の格差からとらえた言及が散見される。

- (10) 『神道集』巻六「上野国兎持山之事」にも同類の文章が見える。「仏菩薩ノ応迹示現ノ神道ハ必縁ヨリ起ル事ナレハ、諸仏菩薩ノ我国ニ遊給ニハ、必ス人ノ胎ヲ借りテ衆生ノ身ト成ツ、身ニ苦惱ヲ受テ善悪ヲ試テ後、神明身ト成テ、悪世ノ衆生ヲ利益給御事也」。このほか、巻十「諏訪縁起」にも「仏菩薩ノ応迹、我国ノ遊、必ス心身苦惱ヲ受ケ、衆生ノ歎ヲ思知給ヘリ」とある。

- (11) 『溪嵐拾葉集』(大正蔵七六、七二六頁上)
 (12) 『大日経』(大正蔵一八、一頁中)
 (13) 辻善之助『日本仏教史(上世編)』(岩波書店、一九六〇)、村山修一『本地垂迹』(吉川弘文館、一九七四)、林淳「神仏習合研究史ノノート―発生論の素描」(『神道宗教』一一七、神道宗教学会、一九八四・一二)、佐藤弘夫『アマテラ

スの変貌―中世神仏交渉史の視座』(法蔵館、二〇〇〇)、中村生雄「苦しむ神／苦しむ人」(前掲注6)、伊藤聡「神道の形成と中世神話」(吉川弘文館、二〇一六)、門屋温「神仏習合の形成」(『新アジア仏教史11 日本I 日本仏教の礎』佼成出版社、二〇一〇)など参照。

- (14) 『藤氏家伝』「武智磨伝」(『群書類従』第五輯)
 (15) 『多度神宮寺伽藍縁起并資材帳』(『続群書類従』第二十輯下)

(16) 伊藤聡氏は、「実のところ、本地垂迹説の広範な広がりにもかかわらず、その埒外に多くの実類神の存在を認めることは、貞慶に限らぬ中世前期の一般認識だった」とし、そうした実類神の化度譚は、「奈良時代の神身離脱の説話と、話柄がほぼ同じである」ことを指摘している。「中世の本地垂迹思想」(『神道の形成と中世神話』前掲注13)
 (17) 『熱田講式』(『真福寺善本叢刊 中世日本紀集』臨川書店、一九九九)

- (18) 『沙石集』(『新編日本古典文学全集 沙石集』小学館、二〇〇一)
 (19) 毘那夜迦については、伊藤聡『中世天照大神信仰の研究』(前掲注8)、松岡心平「毘那夜迦考―翁の発生序説」(『鬼と芸能―東アジアの演劇形成』森話社、二〇〇〇)な

ど参照。

(20) 『幸心鈔』（大正蔵七八、七二五頁下）

(21) 『溪嵐拾葉集』（大正蔵七六、六四一頁上）

(22) 『秘鈔問答』（大正蔵七九、五五六頁中）。「御口決云、
双身天是権実二天相抱之形也。（中略）報恩院御記云、命云、
普通袈裟著不著如レ次権実二像抱合也。此中女天十一身一 権

身為レ看二実類男天障礙一現二女身一相抱也。其則以二第八識
菩提一、淨二第七識之煩惱一之意也。」

(23) 『秘鈔問答』（大正蔵七九、五五七頁上）

(24) 「若依二浅略門一、迷情実類障礙神故、若約二深秘門一、大
日普門等流身故」（大正蔵七九、五五九頁上）

(25) たとえば頼瑜の『護摩口決』では、「権化之神」「実類之
神」について、次のように説明している。

問。護摩世天段、既供二諸神一。何用二露地神供一耶。答。
御口云、或説云、大壇神供約レ主、露地神供約レ伴也。今
謂不レ爾。此流口伝、世天段供二権化之神一、露地供二実類
之神一也。謂実類神通難レ臨二爐中一。五部諸尊森羅之故。
就レ中護摩壇、既供二部類眷屬一、何必約二主神一乎。又神
供供二二十一天一、豈局レ伴乎。依レ之今神供次第、十二天
真言、除二婦命句一。世天段、十二天明。加二婦命句一。約二
権実二類一。依憑相承口決可レ思レ之。可レ習レ之。（大正

蔵七九、九六頁下）

世天段は、護摩を修する際に世天（本尊の眷屬であると同
時に本尊の等流身である仏法守護の神々）を勧請して供養
する段である。世天段で供養されるのは「権化之神」であ
り、露地で行われる神供（諸鬼神を供養する作法）は「実類
之神」のためである。なぜなら実類神は、（結界に遮られて）
護摩の爐壇に臨み難いからだという。ここで「実類之神」
は低俗な神でありながらも、供養の対象となっていること
がわかる。

(26) 存覚の実者排斥の姿勢は、『諸神本懐集』を著す際に参
照したとされる真宗系談義本『神本地之事』と比較しても
明らかである。『神本地之事』では実者の救済にも言及し
ているのに対し、『諸神本懐集』ではそれが見られない。

(27) 門屋温「神仏習合の形成」（『前掲注13』）

(28) 原克昭「仏身論をめぐる註釈史——三神説」再考」（『中

世日本紀論考——註釈の思想史』法蔵館、二〇二二）

(29) 原克昭「仏身論をめぐる註釈史」（『前掲注28』）

(30) 謡曲『三輪』で、三輪明神がその身に受ける「五衰三熱
の御苦しみ」が著名。『神道集』では苦痛を受けるのは実者
のみだというが、中世には衆生のために苦を受ける権者の
神も散見される。

(31) 『溪嵐拾葉集』(大正蔵七六、五二二頁上)

(32) たとえば、卷二の熊野権現や伊豆・箱根権現は権者とされるはずの「権現」であるのに、「大明神」号を冠する神々と変わらぬ苦難を受けている。中世には権者の苦難も衆生済度のための方便と考えられていた。

〔付記〕本研究はJSPS科研費21J40117の助成を受けたものである。